

「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂について

1 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の経緯

独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準は、総務省で開催している独立行政法人会計基準研究会において、平成13年3月7日に「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下「独立行政法人の監査基準」という。）として取りまとめられ、公表された。

また、平成15年には、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づく特殊法人等から独立行政法人化する法人への対応として区分経理に係る会計処理や連結財務諸表に係る会計基準が設定されたこと、前年に企業会計審議会等の定める監査の基準（以下「企業会計の監査の基準」という。）が全面的に改訂されたこと等を踏まえ、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について」が取りまとめられ、公表された（平成15年7月4日）。

その後、企業会計の監査の基準においては、平成22年3月26日に、国際監査基準（I S A）における明瞭性プロジェクト（すべての基準を必須手続とそれ以外の手続に明確に区分することなどを内容とする）への対応として、監査報告書の記載区分及び追記情報などに係る報告基準の抜本的な改訂が行われたところであり、この企業会計の監査の基準の改訂を踏まえ、独立行政法人会計基準研究会と財務省に設置されている財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に設置された共同ワーキング・チーム（以下「共同ワーキング・チーム」という。）において、平成24年2月24日に会合を開催し、現行の独立行政法人の監査基準における改訂の要否及び改訂が必要とされる内容について、別添のとおり、独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂案として取りまとめ、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会において平成24年3月21日に、独立行政法人会計基準研究会において平成24年3月26日それぞれ了承を得た。

2 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の内容

現在、独立行政法人については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本的方針」（平成24年1月20日閣議決定）により、制度及び組織の抜本的な見直しが予定されている。よって、今般の改訂においては、上記のとおり、国際監査基準（I S A）における明瞭性プロジェクトへの対応として、企業会計の監査の基準において行われた改訂を踏まえ、当面、最小限必要な改訂を独立行政法人の監査基準に施すこととしている。

具体的には、まず、企業会計の監査の基準において、監査人の報告責任が「財務諸表に対する意見」と「それ以外の書類に対する報告」に区分することとされたことを踏まえ、改訂後の独立行政法人の監査基準では、従来、区分していなかった財務諸表等に対する監査結果（利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、決算報告書及び事業報告書に対する意見）を、その性質に応じて、「財務諸表に対する監査意見」、「法令等が要求する利益処分案及び決算報告書に対する意見」及び「事業報告書に対する報告」の3つに区分して表明することとした。これにより、企業会計の監査の基準と同様、財務諸表に対する監査意見と独立行政法人通則法が要求する意見等との相違を明確にすることが可能になった。

この他、監査報告書の記載区分において、独立行政法人の長や会計監査人の責任を区分して明記すること、追記情報について強調事項と説明事項を区分して記載すること、等の改訂を行い、監査報告書の明瞭性を担保することとした。

なお、今般の企業会計の監査の基準の改訂において、その財務諸表に対する監査意見の表明内容について、経営者が採用する財務報告の枠組みにより、無限定適正意見の表明が可能である「適正表示の枠組み」と単に適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されている旨意見表明される「準拠性の枠組み」に区分することが求められている。この点、独立行政法人会計基準及び同注解においては、「その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。」（同会計基準第80第1項）と規定されており、「適正表示の枠組み」の該当要件を満たしていると考えられる。

3 今後の課題

独立行政法人については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」により、全法人一律の現行制度と全法人の組織の在り方を、抜本的かつ一体的に見直し、講ずべき措置が取りまとめられたところである。

独立行政法人に対する会計監査人の監査に関する理論及び実務は、独立行政法人の制度及び組織に係る改革の議論の動向を踏まえながら対応をしていくことが求められており、今後の制度改革に伴い、より一層の充実が図られるべきものであると認識する。

共同ワーキング・チームは、独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る検討が、その具体的な指針等も含め、今後日本公認会計士協会が関係者と協議の上、適切に、かつ、継続して行われることが必要と考える。

4 実施時期

改訂後の独立行政法人の監査基準は、平成24年3月決算に係る監査から実施することが適切である。